

平成19年度 食品・添加物の夏期一斉取締りの結果

平成19年7月2日(月)から8月31日(金)まで、奈良県の5カ所の保健所(葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野)と、食品衛生検査所市場食品検査課(奈良中央卸売市場内)の食品衛生監視員により、食品や添加物の夏期一斉取締りを実施しました。

食品衛生法による許可施設の3,529施設、奈良県食品衛生法施行細則による届出施設の1,294施設に立入検査を実施しました。また、食品の収去試験として、140検体の検査を行いました。

結果は以下の通りです。

1 施設立入調査

許可施設3,529施設、届出施設1,294施設(ともに延べ施設数)に立入検査を実施しました。

立入検査を実施した4,823施設中、32施設で違反を発見しました。そのうち食品衛生法に違反する施設が1施設あり、この施設に対しては、回収・廃棄命令を行いました。その他の違反施設については、その場で注意し改善を確認するほか、改善報告書、始末書を提出させるなどの行政指導を行いました。

許可を要する営業施設に対する監視指導等の状況

	調査・監視指導延施設数	違反発見施設数	違反件数						その他
			施設基準違反	管理運営基準違反	製造基準等違反	表示基準違反			
						食品衛生法	健康増進法	JAS法	
飲食店営業									
一般食堂・レストラン・料理店	572	8		7					1
すし屋	45								
そば・うどん屋	40	2		1					1
旅館	120								
仕出し屋・弁当屋	300	3		2					1
カフェ・バー・キャバレー	3								
自動販売機	20								
その他	568	4		2					2
菓子製造業	277	4		2					2
乳処理業									
特別牛乳さく取処理業									
乳製品製造業	2								
集乳業									
魚介類販売業	457								
魚介類せり売り営業	38								
魚肉ねり製品製造業	15								
食品の冷凍または冷蔵業	6								
かん詰またはびん詰食品製造業	6								
喫茶店営業									
自動販売機	109								
その他	31								
あん類製造業	1								
アイスクリーム類製造業	50	1				1			
乳類販売業									
自動販売機	17	1		1					
その他	356								
食肉処理業	10								
食肉販売業	336	1		1					
食肉製品製造業	12	1							1
乳酸菌飲料製造業	2								
食用油脂製造業									
マーガリン又はショートニング製造業									
みそ製造業	4								
醤油製造業	3								
ソース類製造業	3								
酒類製造業	6								
豆腐製造業	11								
納豆製造業									
めん類製造業	12	1		1					
そうざい製造業	85	1							1
添加物(規格あり)製造業									
食品の放射線照射業									
清涼飲料水製造業	11								
氷雪製造業									
自動販売機									
その他	1								
氷雪販売業									
小計	3,529	27	0	17	0	1	0	0	9

届出施設に対する監視指導等の状況

	調査・監視指導延施設数	違反発見施設数	違反件数					
			設備の不備	食品の取扱不良	表示基準違反			その他
					食品衛生法	健康増進法	JAS法	
給食施設								
学校	6							
病院・診療所	8							
事業所								
その他	4							
乳さく取業								
食品製造業	50							
野菜果物販売業	328	1						1
そうざい販売業	250							
菓子販売業	279	1						1
食品販売業								
自動販売機								
その他	339	3						3
添加物(規格なし)の製造業	1							
添加物の販売業	10							
氷雪採取業								
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	19							
小計	1,294	5	0	0	0	0	0	5

2 収去検査(食品の抜き取り検査)

期間中に食品140検体の抜き取り検査を行いました。

検査を実施した140検体中のうち、アイスクリームの表示について食品衛生法19条に違反する施設1件ありました。施設に対して改善指導を行いました。また、県指導基準等に違反する施設が4施設ありました。これらの施設に対して、その場で注意し改善を確認するなどの指導を行いました。

	検体数	違反件数	
		食品衛生法	その他
魚介類	21		1
魚介類加工品	7		
食肉			
食肉製品及び食肉加工品			
卵及びその加工品	4		
乳			
乳製品及び乳類加工品			
アイスクリーム類・氷菓	6	1	
穀物			
めん類	10		
もち			
菓子類	6		1
(上記以外の)穀類加工品			
生鮮野菜及び果物	14		
野菜果物乾燥品及び加工品	9		
豆腐及びその加工品	3		
漬物	4		
(上記以外の)野菜・果物の加工品			
そうざい及びその半製品	28		
弁当	22		2
冷凍食品			
かん詰・びん詰め食品			
清涼飲料水	3		
酒精飲料			
氷雪	1		
水			
調味料	2		
その他の食品			
添加物及びその製剤			
器具及び容器包装			
おもちゃ			
小計	140	1	4